第十八条第二項第一号中「平成二十一年度」を「平成二十二年度」に改め、同条第三項各号列記以外の部分中「次の各号に定めるところによつて算定した額の合算額とする。」を「第一号及び第二号に定めるところによつて算定した額の合算額から第三号に定める額を控除した額とする。」に改め、同項第一号中「79,600円」を「83,400円」に、「平成20年度」を「平成21年度」に、「0.980」を「0.726」に、「1.195」を「0.901」に、「1.145」を「1.573」に、「0.999」を「1.003」に改め、同項に次の一号を加える。

三　附則第十九条の十七の規定に基づき平成二十三年度の道府県民税の所得割に係る減収見込額として総務大臣が通知した額の百分の七十五の額

第十八条第四項第一号算式の符号中「1.11（ただし、東京都にあつては1.42、愛知県にあつては1.32、山梨県、三重県、滋賀県にあつては1.21）」を「別表第六の二のA欄に定める率」に改め、同条第五項中「1.339」を「1.036」に、「1.280」を「0.944」に改め、同条第六項中「0.819」を「0.936」に、「0.814」を「0.971」に改め、同条第七項中「0.696」を「1.052」に、「0.701」を「1.053」に改める。

第十九条第二項中「{4,315千円×（A×B）+1,145千円×（C×D）}×0.036375」を「{4,532千円×（A×B）+1,412千円×（C×D）}×0.036375−E×0.75」に、「0.028」を「0.029」に改め、同項算式の符号に次のように加える。

E　附則第19条の17の規定に基づき平成23年度の個人事業税に係る減収見込額として総務大臣が通知した額

第十九条第三項算式の符号中「0.68（ただし、東京都にあつては1.00、愛知県にあつては0.89、三重県、滋賀県にあつては0.78）」を「別表第六の二のB欄に定める率」に改める。

第十九条の二第二項中「0.00664944」を「0.00693038」に、「0.00319256」を「0.00345915」に改め、同条第三項中「0.00218492」を「0.00218952」に、「0.00104250」を「0.00108027」に改める。

第二十条算式を次のように改める。

算式

$$\frac{A+B}{2}\times 0.01758-C\times 0.75$$

第二十条算式の符号に次のように加える。

C　附則第19条の17の規定に基づき平成23年度の不動産取得税に係る減収見込額として総務大臣が通知した額

第二十一条中「0.8250」を「1.1104」に改める。

第二十二条中「58,000円」を「57,000円」に改める。

第二十三条中「得た額とする」を「得た額から附則第十九条の十七の規定に基づき平成二十三年度の自動車所得税に係る減収見込額として総務大臣が通知した額の百分の七十五の額を控除した額とする。」に、「46,300円」を「44,100円」に改め、「及び第2項」を「、第2項及び附則第12条の2の2第11項」に、「附則第12条の2の4」に改める。

第二十四条中「27,900円」を「28,000円」に、「0.928」を「0.916」に、「28,200円」を「28,500円」に、「16,800円」を「14,600円」に、「9,800円」を「9,700円」に、「大型特殊自動車及び地方税法第146条」を「大型特殊自動車、地方税法第146条の規定によつて」に、「及び地方税法の一部を改正する法律（平成23年法律第30号。以下「平成23年地方税法改正法」という。）の施行により」を「自動車税を課することができない自動車の台数」の下に「並びに同ファイルに登録されている自動車の台数のうち東日本大震災により滅失した自動車の台数」に加える。

第二十七条第四項中「平成二十一年度」を「前年度」に改める。

第二十八条中「〇・九三一」を「〇・八八九」に改める。

第二十九条の二中「〇・九九五」を「〇・九五五」に改める。

第二十九条の三中「〇・九九一」を「〇・八八三」に改める。

第三十一条第三項各号列記以外の部分中「第一号に定める方法によつて算定して当該市町村長に通知した額と第二号に定める方法によつて算定した額の合算額とする。」を「第一号に定める方法によつて算定して当該市町村長に通知した額と第二号に定める方法によつて算定した額との合算額から第三号に定める額を控除した額とする。」に改め、同項第一号中「120,200円」を「125,800円」に、「平成20年度」を「平成21年度」に、「0.980」を「0.726」に、「0.904」を「1.008」に、「1.228」を「1.313」に、「0.999」を「1.003」に、「129,176」を「120,521」に改め、同項第二号中「株式等に係る譲渡所得等」の下に「、上場株式等の配当所得」を加え、同項に次の一号を加える。

三　附則第十九条の十七の規定に基づき平成二十三年度の市町村民税の所得割の減収見込額として総務大臣が通知した額の百分の七十五の額

第三十一条第四項第一号算式の符号中「1.13（ただし、特別区にあつては1.32、（A−改正前の省令第31条第4項第1号算式の符号A）／改正前の省令第31条第4項第1号算式の符号Aの絶対値が1.00を超える団体にあつては1.00）」を「0.97（ただし、別表第六の三に定める市町村にあつては同表の率）」に改める。

第三十二条第二項中「地方税法第348条の規定」を「地方税法第348条及び平成23年地方税法改正法附則第55条の規定」に、「地方税法附則第29条の5第7項」を「地方税法附則第29条の5第1項、第3項、第7項」に改め、同条第三項中「同法第三百四十八条の規定」を「同法第三百四十八条及び平成二十三年地方税法改正法附則第五十五条の規定」に、「地方税法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第九号）附則第十一条第九項、第十一項及び第十五項」を「地方税法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第九号）附則第十一条第九項及び第十一項」に、「地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律（平成十六年法律第十七号）附則第十条第十四項、第二十項、第二十三項及び第二十六項」を「地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律（平成十六年法律第十七号）附則第十条第二十三項」に、「地方税法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第五号）附則第九条第九項から第十一項まで」を「地方税法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第五号）附則第七条第九項、第十項」に、「地方税法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第四号）附則第六条第二項から第六項まで」を「地方税法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第四号）附則第六条第二項、第三項、第五項及び第六項」に改め、「、第八条第二項及び第三項」を削り、「第二十項、第二十二項及び第二十三項」を「第二十項及び第二十二項」に、「並びに第十六条の二第十項、第十一項、第十三項、第十四項及び第十六項の規定並びに」を「、第十一条の二十二、第十六条の二第一項、第三項、第四項及び第六項の規定並びに」に改める。

第三十三条中「同法第四百四十三条の規定によつて」を「同法第四百四十三条の規定及び平成二十二年地方税法改正法の施行により」に、「〇・九七四」を「〇・九七六」に改める。

第三十四条中「2,5323」を「3,4094」に、「0.9938」を「0.8048」に、「(c×d+e×f)−g」を「(c×d+e×f+g×h+i×j)−k」に改め、同条算式の符号C中算式の符号を次のように改める。

算式の符号

c　当該市町村内における売渡し等に係る平成22年3月1日から平成22年9月末日までの製造たばこの本数から符号gに規定する本数を控除した本数

d　平成22年度税制改正前の地方税法第468条に定める市町村たばこ税の税率

e　当該市町村内における売渡し等に係る平成22年10月1日から平成23年2月末日までの製造たばこの本数から符号iに規定する本数を控除した本数

f　地方税法第468条に定める市町村たばこ税の税率

g　当該市町村内における売渡し等に係る平成22年3月1日から平成22年9月末日までの製造たばこ（地方税法附則第30条の2に規定する紙巻たばこに係るものに限る。）の本数（喫煙用の紙巻たばこ以外の製造たばこの本数については地方税法第467条第2項及び第3項の規定によつて換算した本数とし、当該売渡し等に係る製造たばこの本数に500未満の端数があるときはその端数を切り捨て、500以上1,000未満の端数があるときはその端数を1,000とする。以下同じ。）

h　平成22年度税制改正前の地方税法附則第30条の2に定める市町村たばこ税の税率